

入学のしおり

令和6年度



足立区立関原小学校

足立区関原3丁目38番3号

電話 03 (3889) 7216

目 次

1 学校の教育目標	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2 学校の主なきまり	・ ・ ・ ・ ・	P 1
3 入学式	・ ・ ・ ・ ・	P 2
4 入学前の家庭教育について	・ ・ ・ ・ ・	P 3, 4
5 持ち物について	・ ・ ・ ・ ・	P 5, 6, 7, 8
6 通学路について	・ ・ ・ ・ ・	P 9
7 保健について	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0, 1 1
8 給食について	・ ・ ・ ・ ・	P 1 2, 1 3
9 事務手続きについて	・ ・ ・ ・ ・	P 1 4
1 0 就学援助制度について	・ ・ ・ ・ ・	P 1 5
1 1 スマイルルームについて	・ ・ ・ ・ ・	P 1 6

資料

- ・ 登校許可証

別紙資料

- ・ 児童指導資料 ・ ・ ・ 4月9日(火)にお子さんに持たせてください。

1 学校の教育目標

- ・ 心身ともに健康な子どもを育てる 【けんこうな子】
- ・ 情操豊かで人を大切にする子どもを育てる 【助け合う子】
- ・ よく考え進んで学ぶ子どもを育てる 【よく考える子】

2 学校の主なきまり

- (1) 登校時刻 8:00 ~ 8:10 (始業 8:15)
- (2) 下校時刻 入学当初は、しばらくの間、学年だより等で連絡をします。
- (3) 通学路 (9 ページの通学路地図参照)
※ 必ず通学路を通り、交通のきまりを守って安全に登下校します。
- (4) 欠席、遅刻、早退について (下記の方法で必ずご連絡ください。)
 - ① 原則として、C4thHome&School でお知らせください。
※遅刻、早退の場合は、保護者の方の送り迎えを教室までお願いします。
事故防止のため一人で早退することは致しません。
 - ② 緊急の時は、電話でご連絡ください。
- (5) 登校後は忘れ物があっても、事故防止のため、取りに戻ったり、下校した後に学校へ来たりすることはできません。
- (6) 下校した後に忘れ物を取りに来る場合は、児童の安全確保と事故防止のため、子どもだけでなく、必ず大人が同伴してください。
- (7) 学級での児童の名札は、登校したら付け、下校時に外して教室で保管します。
- (8) 登下校の際は、1年生のみ黄色い帽子をかぶります。
2年生からは校帽 (紫色) をかぶります。

3 入学式

(1) 日時

令和6年4月8日(月)

受付時刻 13時30分～13時45分

※必ずこの時刻までに受付を済ませてください。

入学式 14時00分より

※保護者の方は、受付後13時50分までに式場(体育館)に来て着席してください。

(2) 式場

関原小学校 体育館

(3) 持ってくるもの

① 就学通知書

② 上履き(児童と保護者)

③ 保護者の方は、下履き入れをご持参ください。

④ 教科書・文房具など、持ち帰っていただくものがありますので、袋等の入れ物をご用意ください。※ランドセル以外のものでも可。

(4) 当日、欠席の場合は、13時までに学校へ連絡をお願いします。

(5) 記念写真について

式後に、各クラスで記念写真を撮ります。

※3月いっぱいまで転居・転校する場合は、

すみやかに教育委員会学務課と学校(副校長)までお知らせください。

連絡先 教育委員会学務課就学係

TEL 03(3880)5969

連絡先 足立区立関原小学校(副校長)

TEL 03(3889)7216

4 入学前の家庭教育について

入学前の心構えなどで、ご家庭では、何かとご心配されていることかと思えます。お子様が不安なく入学し、そして健康で楽しく学校生活を送ることができるように、次のような準備をお子様と行ってください。

(1) 学校は、楽しいところだという気持ちをもたせる。

「先生や新しいお友達に会えるのが楽しみだね。」

「どんな勉強をするのか楽しみだね。」など期待感をもたせてください。

(2) 早寝・早起きの習慣をつける。

夜は20時30分には寝て、朝は7時には一人で起きられるようにしてください。

朝食はしっかり食べ、排便を済ませてから登校させてください。

(3) 給食を好き嫌いなく、残さず時間内にしっかり食べられるようにする。

給食を食べる時間は約20分です。20分間で食べられるようにご家庭でも練習してください。また、様々な料理が出ますので、好き嫌いを減らし、何でも食べられるようにしてください。

(4) 自分の名前は、ひらがなで読めるようにする。

学用品、上履き袋、傘、くつ、衣類、ハンカチなど、持ち物全部にひらがなで名前をはっきり書いてください。自分の持ち物は、自分で分かるようにさせてください。

(5) あいさつや受け答えがはっきりできるようにする。

・「おはようございます。」「さようなら。」「ありがとう。」「はい。」「おねがいします。」など、日常のあいさつができるようにしてください。

・自分の名前を呼ばれたら、「はい。」と大きな返事ができるようにしてください。

・自分の名前を聞かれたら、「あだち いちろう です。」というように、名字と名前を答えられるようにしてください。

※保護者の名前、住所、電話番号、学校名も言えると、もしもの場合に安心です。

・自分の体の様子や生活について、「トイレに行きたいです。」「頭が痛いです。」「忘れ物をしました。」というように、伝えられるようにしてください。

※今日経験したことや、伝えなければならない大切な事をご家庭で話せるように、日頃の会話の中で育ててください。

(6) ひとりでお手洗いに行けるようにする。

・毎朝、用便を済ませてから登校する習慣をつけてください。

・学校のトイレは、和式と洋式があります。どちらでも使えるように練習してください。

・水を流す、手を洗う、ハンカチで手を拭くなど習慣付けをしてください。

(7) 自分のことは自分でできるようにする。

・5分間で、一人で服を脱ぎ着し、服をたたむことができるようにしてください。

・学用品の準備や後片付け、ランドセルや傘等の取り扱いにも慣れておいてください。

・名札の付け外し(安全ピン)を自分でできるようにしてください。

※ご家庭での学校の準備は、初めはお家の方と一緒にしてください。慣れてきたら一人で行い、必ずお家の方の点検をお願いします。

(8)話している人の目をしっかり見て、落ち着いて話を聴くことができるようにする。

- ・「聴く」ということは、耳と目と心が大切です。
- ・室内では、大声でどなったり、さわいだりしないようにします。

(9)元気でだれとでもよく遊ぶことができるようにする。

- ・健康第一です。友達と遊ぶ楽しさを知っている子は、たくさん友達ができていきます。

(10)学校の行き帰りの道を覚えさせる。

- ・行きも帰りも同じ道を通ります。
- ・集団下校の時は、どこで「さようなら」をするか教えておいてください。(9ページの地図中A～D地点をご確認ください)また、入学前に必ず2～3回通学路を行き来する練習をしておいてください。

(11)交通のきまりをしっかり守れるようにする。

- ・右側を歩く、車の前やすぐ後ろを横切らない、横断歩道を渡る、飛び出しをしない、などの交通ルールをお子さんが守れるように教えてください。危険な場所があったら、お家の方が安全を確認してください。

※足立区では、3年生になると自転車安全教室で、自転車の正しい乗り方の勉強をします。修了すると「自転車運転免許」が警察署より発行されます。自転車安全教室で勉強して、免許がもらえるまでは、一人で自転車に乗らない約束になっています。自転車に乗る場合は、必ず保護者の方が一緒に付き添ってください。

5 持ち物について

すべてひらがなで記名をお願いします

(1) 入学前に用意しておくもの

- ①筆箱（箱形の物。6年生まで箱形の物を使用してください。）
- ②鉛筆（Bまたは2Bの三角か六角の鉛筆、5～6本）※一本一本に記名をしてください。
- ③下敷き（A4サイズのもの、交通安全教室より配付されます。授業で使うノートはB5サイズですので、必要に応じてご準備ください。）
- ④消しゴム（白の四角いもの。）※ボールペンで記名すると、名前が消えずに残りやすいです。
- ⑤上履き（学校指定のもの。商品の型番 JES2101 甲ゴムタイプの青色。前部とかかどに記名をしてください）
- ⑥上履き袋
- ⑦下履き（運動靴。記名をしてください。）
- ⑧ランドセル、もしくは通学カバン（ロッカーに入るもの）
※ロッカーサイズ（縦21cm、横32cm、奥行き40cm）
- ⑨マスク（清潔なものをいつもランドセルに入れておく。）ハンカチ・ティッシュ
- ⑩ランチマット・給食用ハンカチ・マスク・袋（各3組くらい 毎日取り替える）
※給食で使用したマスクは掃除の際も使用します。
- ⑪歯ブラシ・コップ・袋
- ⑫防災頭巾（6ページの洋品店で購入してください）
※燃えにくい素材のものを準備してください。
- ⑬防災頭巾カバー（いすの背もたれにかけられて、持ち手がついているもの。）
※教室のいすの背もたれにかけられるものをご用意ください。7ページでサイズの確認をお願いします。
- ⑭手提げ袋（道具箱が入るサイズ）※⑩⑪⑬⑭の詳しいサイズは7、8ページを見てください。
- ⑮体育着袋（教室でフックにかけて保管します。紐が長くなりすぎないようにしてください。）
- ⑯新しい雑巾2枚（記名）、ひも付きの洗濯バサミ2つ（記名）
※学用品の中で子どものおもちゃになるようなものは避けてください。
ふさわしくない物を以下に示しました。

例 筆箱	×入れるところがたくさん付いているもの（6面など）
	×いろいろな装置や飾りが付いているもの（ダイヤルなど）
	×壊れやすいもの
	×落としたときに大きな音がするもの（カンのケースなど）
消しゴム	×動物や車、キャラクターなどの形をしたもの
	×においの付いたもの
鉛筆	×バトル鉛筆 ×消しゴム付鉛筆
	※キャップは必要ありません。

(2) 学校でまとめて購入するもの

ノート・連絡帳・連絡袋・クーピー・クレパス・のり・はさみ・赤青鉛筆・道具箱・油性細ペン

※指導上同じものを使うため、一括購入します。詳しくは、入学後担任から連絡があります。

※教科書は、無償配付です。学校でまとめて入学式の日お渡しします。

(3) 服装について

① 通学の服装

- ・清潔で体の動かしやすいもの。また、身軽で、自分で脱ぎ着しやすいものをお願いします。
- ・常にハンカチ、ティッシュ、マスクを持たせてください。ポケットのない服を着たときは、ハンカチを身に付けさせておくような工夫が必要です。できるだけ、ポケットのある服装が望ましいです。
- ・黄色い帽子が1年生用として区から支給されます。

② 体育着について

- ・上・・・・・・・・男女とも白の半袖シャツ
- ・下・・・・・・・・男女とも紺色のクォーターパンツ
- ・帽子・・・・・・・・赤白帽子（つば付き）
- ・体育着入れ・・布袋。（手作りのもの、市販のものどちらでも構いません）
- ・運動靴・・・・・・・・学校に履いてきた下履きを、そのまま運動に使います。
(金具のついた物や、脱げやすい物は避ける等、運動にも適した靴を用意してください。また、靴ひものある靴は、ひもを自分で結べるようにしてください。)

③ その他

- ・名札は入学時、2年生進級時に学校から配付されます。2～6年生で同じ色の名札を使用します。紛失・破損した場合は、中村文具店にてご購入ください。（1年生の名札は購入できませんので、学校へご相談ください。）
- ・上履き、体育着、防災頭巾、防災頭巾カバーは、商店街の中にある以下の洋品店で購入できます。
- ・体育着の校章は、左肩（ポケット）につけてください。名前は、左胸につけてください。
- ・髪の毛の長いお子さんは髪を結ぶようにしてください。学習の妨げになります。また安全面から考えて、ご配慮ください。

上履き、体育着、防災頭巾、防災頭巾カバーが購入できる洋品店

- 若林洋品店・・・・・・・・関原1-9-13 (03-3886-0991)
- 土屋洋品店・・・・・・・・関原2-17-8 (03-3887-0108)
- 柴沼洋品店・・・・・・・・関原2-19-9 (03-3887-0524)
- 竹村洋品店・・・・・・・・関原3-8-10 (03-3887-9671)
- 中村文具店・・・・・・・・関原3-7-13 (03-3886-7912)

※防災頭巾カバーは他の店舗でも購入可能ですが、7ページのサイズをよくご確認の上、購入してください。

持ち手付き 防災頭巾カバー

背もたれにすっぽりとかぶせて使います。

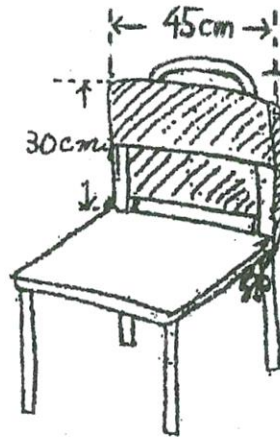


○教室の椅子の背もたれにかぶせるタイプの防災頭巾カバーをご用意ください。

- ・必ず持ち手のある物を用意してください。
- ・市販の物もあります。
- ・ひもやゴムでかけるタイプの物は、たれ下がったり、ずれ落ちたりして6年間もちません。

○手作りする場合は、図Aに示した注意点をよく読んで、参考にしてください。

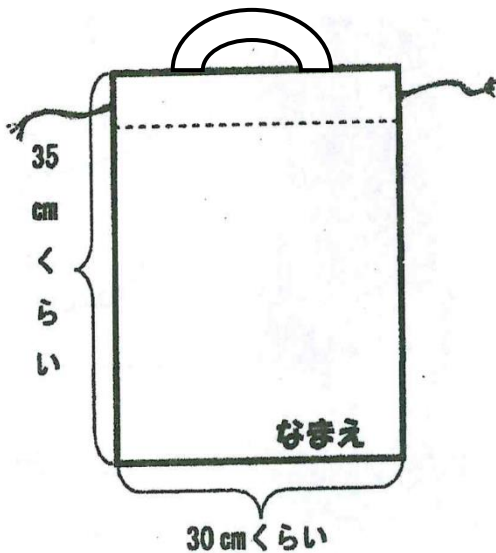
図A



・持ち手をつけてください。

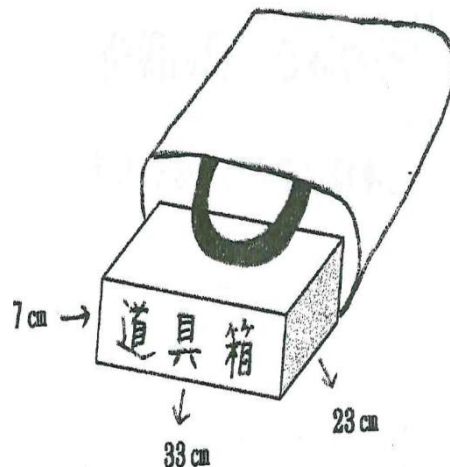
体育着袋

○体育着袋は市販の物もあります。



手提げ袋

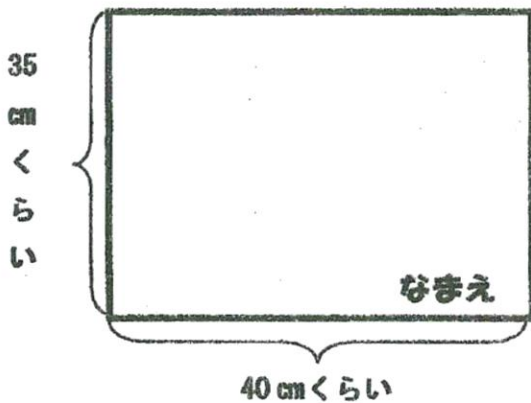
○道具箱がすっぽり入る大きさの物が便利です。



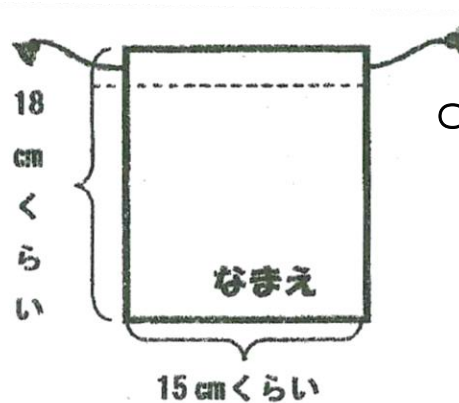
給食袋・ランチマット 給食用ハンカチ

- 給食袋は2種類用意してください。
- ①ランチマット・ハンカチ・マスク
 - ②歯ブラシ・コップ
- ※コップはプラスチックなどの割れにくい物。
※全てに記名してください。
※給食袋は毎日持ち帰ります。

ランチマット



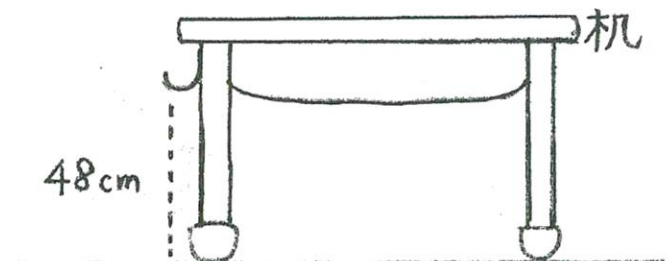
給食袋



○マスクは、子供用の物に名前を書いて持たせてください。

【袋のひもの長さについて】

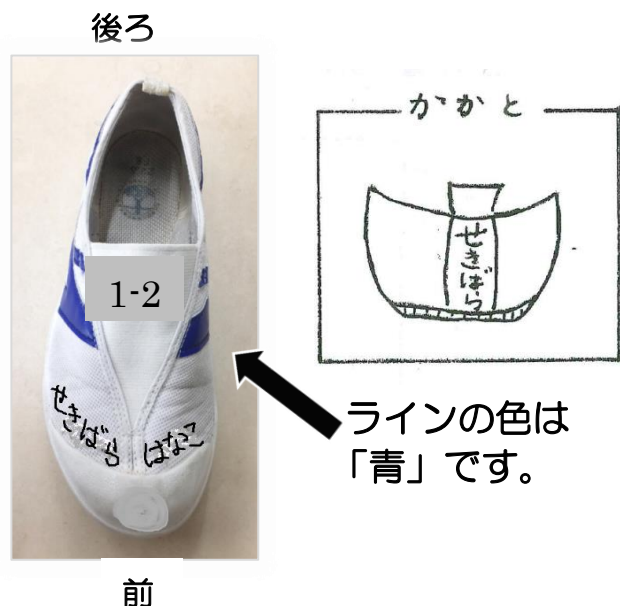
○机の横に袋をかけるフックがついています。安全面や衛生面を考えて、床につかないようにご配慮ください。



上履き 記名箇所

※学校指定の上履きです

- ①かかと部分 (たてがき)
 - ②前部分 (よこがき)
…相手に名前が見えるように記名してください。
- ※ゴム部分にクラス名 (例 1-2) もご記入ください。



6 通学路について (下校コース)

※入学後しばらくは、地図上の線を通して、コース別に集団下校します。

※集団下校の期間など詳しくは、4月の学年だよりでお知らせします。

※A,B,C,D 地点までは担任などが引率します。自宅まで迷わず下校できるよう練習しておいてください。

※入学後に配付されるコースの色別リボンをランドセルに、シールを帽子のワッペンにつけます。

※学童に行くお父さんは下校リボンと学童リボンの2本をつけ、シールも2枚重ねて貼ります。



学童リボン				下校リボン			
紫色	オレンジ色	白色	黄色	緑色	水色	ピンク色	赤色
興本学童	亀田学童 CFAkids 亀田校	さかえっこ学童 西新井栄町学童	本木関原学童 学童クラブ Ohana 関原園	④ 関原小学校より北を通るルート ———	③ 歩道橋を使い、一〇〇号線を渡るルート	② 関原商店街と一〇〇号線の間を通るルート ———	① 関原商店街を通るルート ■■■■■

7 保健について

(1)入学前に、ご家庭で注意していただきこと

- ①就学時健康診断で治療をするようにお知らせを受けた場合は入学前までに医療機関を受診してください。
(むし歯、眼、鼻、耳などの病気、湿疹など)
- ②心臓病・腎臓病・けいれん・食物アレルギー等で配慮が必要な場合はご連絡ください。
- ③「健康的な体づくり」のために次のことをできるようにしてください。
 - ・早寝早起きの習慣を付ける
 - ・朝食を食べてから登校する。
 - ・いろいろな食材を食べられるようにする。
 - ・歯みがき、洗顔、洗髪の習慣を付ける。
 - ・なるべく決まった時刻(朝が望ましい)に大便をする習慣を付ける。
 - ・清潔なハンカチ、ティッシュをいつも身に付ける。
 - ・定期的に爪を切る。
 - ・肌着(インナー)を身に付ける。

(2)登校前の健康観察について

登校前は必ず毎朝、お子さんの健康観察をし、検温をしてください。朝食が進まない、元気がない、顔色が悪いなどいつもと様子がちがう場合は十分に健康観察を行い、具合が悪いときは無理をさせず、ご家庭で様子を見て早めに医療機関を受診してください。

(3)学校で病気やけがをしたときの対応について

学校ではお子さんが元気で安全に過ごせるよう配慮していますが、学校で具合が悪くなったり、けがをしてしまったときには、保健室で応急処置をいたします。症状が改善しない場合や大きなけがの場合はすぐにご家庭へ連絡いたします。必ず連絡のとれる連絡先を保健調査にご記入ください。

①学校で具合が悪くなった場合

保健室で休ませて様子を見ます。症状が改善しない場合には、ご家庭に連絡して保護者の方に学校へ迎えに来ていただきます。お子さんだけの早退はできません。

②学校でけがをした場合

保健室で応急処置を行いますが、医師の診察が必要な場合には、ご家庭と連絡を取り、保護者の方と一緒にお子さんのかかりつけの病院に連れて行きます。特にかかりつけの病院がない場合は、学校医もしくは学校近隣の医療機関で受診します。学校から連絡がありましたら、保険証・子ども医療症を持って学校または医療機関に来ていただくようお願いしています。

【学校医、学校薬剤師一覧】

令和5年2月2日現在

学校医	氏名	医療機関	住所	電話
内科	岡田 智行	綾瀬おかだクリニック	綾瀬 4-30-15	5856-2324
歯科	村上 明日香	オレンジ歯科	梅田 7-10-7 ルゾールム 1F	5845-5255
耳鼻科	小山 悟	小山耳鼻咽喉科	竹の塚 5-18-4	3859-3341
眼科	田島 秀樹	田島眼科	足立 3-32-16	3848-1211
薬剤師	大西 達也	和幸堂薬局	関原 3-6-15	3886-4637

(4)災害共済給付制度について

足立区では、学校管理下の災害(けが)に対し、独立行政法人学校日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金を受けることができます。医療費の総額医療費が 500 点以上(自己負担額 1500 円以上)の場合に、医療費の自己負担額(3 割)に対し、見舞金(1 割)が上乘せされて給付されます。学校管理下でのけがで、帰宅後に受診した場合も受けられますので、担任までご連絡ください。共済掛け金は足立区で負担しています。

- ※ 令和2年度より、学校管理下の災害(けが)に対して「子ども医療証」による医療助成を併用できるようになりました。そのため、「子ども医療証」を使用した場合は「子ども医療証負担分(3割)を差し引き、見舞金分(1割)のみ給付します。
- ※ 自己負担額が 1,500 円未満の場合やその他の条件によっては給付の対象になりません。(自己負担額が 1,500 円未満の場合は、足立区の「子ども医療証」による医療助成制度を利用します。)

(5)医療券について

就学援助を認定された家庭は、学校伝染病に指定された疾病の治療に限り、医療券の使用ができます。ご使用の際は養護教諭までご連絡ください。

- ※ 使用期間は認定された時から同年度の 2 月までです。
- ※ 医療券の交付を受けてから受診してください。
- ※ 準要保護と認定を受けた家庭は、子ども医療証を優先とします。ただし、医療券を利用したいという場合は、申請できます。

(6)感染症等による出席停止について

お子さんがインフルエンザ・はしか・おたふくかぜ・水ぼうそう・風疹・はやり目などの感染症にかかった場合は出席停止となり、欠席にはなりません。かかった場合はすみやかにお知らせください。また、登校再開時には『登校許可証』の提出が必要になりますが、疾病により「保護者が記入をする場合」と「医師に記入していただく場合」があります。「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」については『登校許可証』の様式が変わり、保護者が発症日からの体温等を記入する様式になりました。

『登校許可証』は学校に用意してありますが、足立区のホームページ、もしくは本校のホームページからダウンロードして使用することもできます。

(7)学校でのお子さんの健康管理について

入学後、定期健康診断や身体計測を行います。学校より保健調査や各種問診票等を配付いたしますので、もれなく記入・押印をして期日までに必ず提出していただくようお願いいたします。各健診結果は書面にてお知らせします。医療機関への受診が必要な場合は早めの受診をお願いいたします。

学校ではお子さんが心身共に健やかに成長することを願い、生き生きと楽しい学校生活を送ることができるよう配慮しています。お子さんの健康面でご心配なことがあれば、お気軽に担任や養護教諭にご相談ください。

(8)発達・学習の相談または通級について

<きこえとことばの教室> 弥生小学校内、千寿本町小学校内

<目の教室・弱視指導学級> 足立小学校内

<教育相談> 校内スクールカウンセラー、こども家庭支援センターげんき(03-3852-3535)他

8 給食について

食事は生きていくための基本であり、楽しみでもあります。
成長に合わせた食事楽しい時間になることを願っております。

(1) 学校給食の目標

食育基本法が成立し、学校給食法も改正され、7つの目標を定めています。

学校給食には 7つの大きな目標 があります

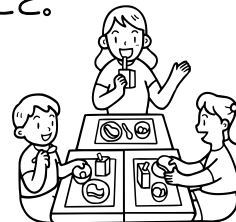
1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。



2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び、望ましい食習慣を養うこと。



3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。



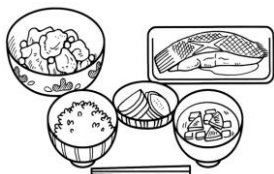
4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。



5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。



6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。



7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。



(2) 入学までのお願い

入学してから数日後に、牛乳給食が始まります。その後、簡易給食で少し慣れてから、通常の給食が始まります。入学までに、次のことができるようにしておいてください。

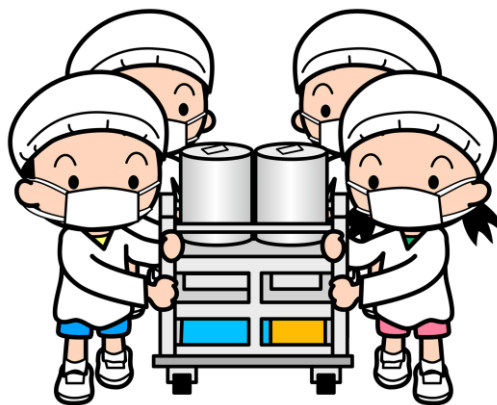
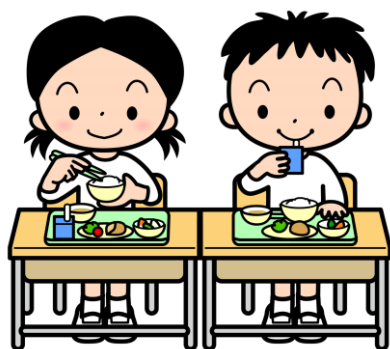
- ① 食事の前後には、手を洗う習慣を付けてください。(ハンカチは、毎日清潔なものをご用意ください。)

好き嫌いを減らして、残さずバランスよく食べられるようにしましょう。

- ② 給食の準備、後片付けなどを協力して行います。家でお手伝いなどをして、食事の準備に慣れておきましょう。
- ③ 食事のマナーを身に付けておきましょう。
- ④ 適当な時間(20分くらい)で食べられるようにしましょう。
- ⑤ 牛乳は、200mlです。飲むように練習しておいてください。
- ⑥ 朝ごはんを必ず食べてから登校できるようにしておいてください。

(3) その他

- ① 食物アレルギー等により除去食を希望される場合、医師の診断書等を提出していただきます。(該当の方には本日書類をお渡しします。)入学後面談を行い、学校でできる範囲で除去対応いたします。
- ② 給食当番は、白衣、マスクを着用します。白衣は、当番が終わる金曜日に持ち帰り、ご家庭での洗濯をお願いします。
- ③ 給食指導の一環として、ランチマットと給食用ハンカチを使用しています。それぞれに名前をご記入いただき、毎日洗って清潔なものを持たせてください。



9 学納金納入手続きについて

本校では、教材費の学校納付金について、保護者の方が指定されたゆうちょ銀行口座からの自動払込（口座引落とし）により、納入していただいております。

つきましては、以下のとおり別紙「自動払込利用申込書」の提出をお願いいたします。

- (1) 提出書類 自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行）
(お申込名義人は父、母、児童名でも可)

別紙記入例を参考に、以下の手順で作成してください。

- ① 口座情報、児童名等を記入してください。ボールペンではっきりとご記入ください。
- ② 口座に使用している印鑑でお届印欄に押印してください。
(用紙は2枚複写です。1枚目に押印してください)
スマホから印鑑不要で口座開設をしている方はゆうちょ銀行の窓口で印鑑の登録が必要です。
・児童1名につき、1部を提出してください。

- (2) 提出日 本日

※説明会後、ご提出ください。

- ・「自動払込利用申込書」は2枚とも学校へ提出をお願いします。学校で取りまとめの上、ゆうちょ銀行にて手続きをいたします。
- ・記載内容に不備があった場合、ゆうちょ銀行から保護者様へ直接連絡があります。

【参考 5年度学納金（1年生）】 ※令和5年10月から給食費無償化のため6年度は教材費のみ

振替月	振替金額		振替手数料	振替合計金額
	給食費	教材費		
5月	7,580	10,000	10	17,590
6月	3,790	2,000	10	5,800
7月	3,790	2,000	10	5,800
8月	3,790	2,000	10	5,800
9月	0	2,000	10	2,010
10月	0	2,000	10	2,010
11月	0	2,000	10	2,010
年間合計	18,950	22,000	70	41,020

不明な点については担当へご連絡ください。

【担当】 足立区立関原小学校事務室
電話 03-3840-4631

10 就学援助制度について

就学援助とは、教材費等の費用の一部を区が援助する制度です。

(1) 申請の手続き

4月の入学式後に担任を通して申請書類一式（教育委員会で封入済）を配付します。希望される方は必要事項を申請書に記入し、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。

- ・生活保護を受けている方も申請が必要です。
- ・就学援助の認定には所得審査がありますので、無収入の方は必ず住民税の申告をおこなってください。確定申告や年末調整をしている方は住民税の申告は不要です。
住民税の申告についての問い合わせ先：足立区課税課 03-3880-5230

(2) 問い合わせ先

足立区教育委員会 学務課助成係 電話 03-3880-5977（直通）

1 1 スマイルルームについて

特別支援教室（スマイルルーム）

「在籍学級で『安心して』『楽しく』学校生活を送ることができるようになることを目標としています。」

1 対象児童

- ・通常学級に在籍する児童。
- ・一部の支援を必要とする児童。

例えば、、忘れ物が多い、話を最後まで聞くことが難しい

話すことが苦手、気持ちを切り替えるのに時間がかかる



2 指導の内容

(1) 困り感の要因を見付ける

何にどうして困っているのかを一緒に考え見つける

(2) 対応方法を考え、実践する

- ・能力の向上
- ・自己理解を深める
- ・助けを求める方法を知る

(3) 学校生活に活かす

他にも、自分の好きなことを見つけたり、得意なことの活かし方を考えたりと良いところを伸ばす学習を行います。

コミュニケーションの仕方や学び方を学ぶ教室です

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届

(提出先) 足立区立関原小学校・園・学童室

年 組 児童・生徒氏名

- ※ **足立区医師会会員の医療機関へお願い**
 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、医療機関にて太枠部分の記入(文書料無料の扱い)にご協力をお願いいたします。
- ※ 医療機関へ様式の手参をしていなかった場合や足立区医師会会員ではない医療機関を受診した場合は、太枠部分についても保護者が記入してください。

診断名 (該当するものに○)	インフルエンザ (A型 ・ B型 ・ 不明)
	新型コロナウイルス感染症
診断した医療機関名 (医療機関で記入の場合、ゴム印等の押印可)	
受診した日	年 月 日 ()
発症した日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	年 月 日 ()

発症からの日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の最高体温									
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)									

- ※ 裏面の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック☑を入れてください。

【インフルエンザ】

- 発症後5日を経過しました。
- 解熱した後2日(乳幼児は3日)を経過しました。

【新型コロナウイルス感染症】

- 発症後(無症状の場合は検査日から)5日を経過しました。
- 症状が軽快して1日を経過しました。

上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、年 月 日より登校・登園・登室を再開します。

保護者氏名 (自署) _____

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児については3日）を経過するまで。
- ・ 網掛け部分□□□□は出席停止の日。

学校・学童室	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校再開可能	→	
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	→	
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	→

就学前施設	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→	
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能

就学前施設・・・幼稚園・認定こども園・認可保育園・小規模保育施設・認証保育所・保育ママ

※ 解熱した後も呼吸器症状(咳・鼻水等)が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。

【記入例】インフルエンザ ※例1の場合2/7から、例2の場合学校・学童室は2/7から、就学前施設は2/8から出席可能

発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	38.6	37.9	37.8	36.5	36.2	36.2	36.5	36.4	
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)			○	○					

例1 2/3朝熱があったが、午後熱が下がった(平熱になった)場合

例2 2/3就寝時まで熱があったが、2/4起床時熱が下がっており、その後発熱はない場合

注意！解熱した当日だけ○をつけてください(例1か例2どちらかになります)。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
- ・ 無症状の場合は、検査日から5日を経過するまで。
- ・ 網掛け部分□□□□は出席停止の日。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目		登校登園登室再開可能	→	
例2	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	登校登園登室再開可能	→
例3	無症状検査陽性	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校登園登室再開可能	→	

※無症状で検査陽性の後、発症した場合は、改めて医療機関へ受診するとともに、登校・登園・登室について相談してください。

【記入例】新型コロナウイルス感染症 ※例1の場合2/7から、例2の場合2/8から出席可能

発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	37.6	37.7	36.5	36.6	36.4	36.5	36.3	36.4	
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)				○		○			

主な症状(熱だけでなく咳・鼻水・のどの痛み等)が軽快した日に○をする

注意！症状が軽快した日だけに○をつけてください。

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（※①）	すべての発疹がかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
6	結核	感染の恐れがなくなるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
9	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
10	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
11	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

（提出先） 足立区立関原小学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

年 月 日から登校・登園・登室してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印

切り取り

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

登校・登園・登室届（保護者が記入）

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室のためやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

（提出先） 足立区立関原小学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

受診した病院名

通院した期間 月 日～ 月 日

登校・登園・登室可能と判断された日 月 日

上記の通り相違ありません

年 月 日

保護者名

印